

高大連携事業に関する協定書

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学(以下「甲」という。)と大分県立芸術緑丘高等学校(以下「乙」という。)は、相互に連携して、乙に在学する生徒(以下「高校生」という。)や甲に在学する大学生を対象とした事業(以下「高大連携事業」という。)を実施することについて、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 高校生に大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、高校生の個々の能力や適性の伸長を図るとともに、大学に対する理解を深めさせること等により、高校と大学の円滑な接続に資する。

(事業内容)

第2条 高大連携事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高校生に対する甲の授業科目の公開
- (2) 甲の教員の高校への派遣
- (3) 乙の教員の大学への派遣
- (4) その他甲と乙の協議の結果に基づき実施する事業

(実施組織)

第3条 甲と乙は、その代表で組織する高大連携推進会議を設置し、高大連携事業の具体的な内容について協議し、実施するものとする。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、平成18年度の1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の4か月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

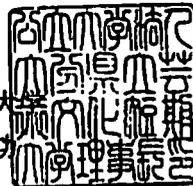
(補則)

第5条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し、必要な事項については、甲と乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を所持する。

平成18年4月1日

甲 大分県立芸術文化短期大学
学長 利光 功



乙 大分県立芸術緑丘高等学校
校長 吉賀 源

